

法 学 号 外
平成 29 年 2 月 28 日

各 私 立 学 校 長
（高・特）
高等課程を置く各私立専修学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の周知等について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年2月24日

各都道府県知事部局
各都道府県教育委員会
附属高等学校を置く各国立大学法人 御中
各国公立高等専門学校
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体

文部科学省高等教育局学生・留学生課

独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の周知等について

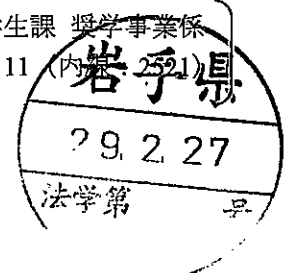
平成29年1月6日付け事務連絡「独立行政法人日本学生支援機構が実施する平成29年度以降の大学等奨学金事業について」及び平成29年2月1日付け事務連絡「独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金に関する事務の概要等について」にてお知らせしたとおり、平成29年度予算政府案において、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する大学等奨学金事業に「給付型奨学金の創設」が盛り込まれております。

このたび、1月6日付け事務連絡及び2月1日付け事務連絡でお知らせした内容につきまして、給付対象となる生徒等にとっては、進学した際に給付型奨学金が得られるということを知ることが、進学の判断に大きく関わるため、給付対象となることが見込まれる生徒等及びその保護者に制度内容が確実に周知されるよう、本日、機構から高等学校等に別添のとおり事務連絡を発出しました。

制度の実施は、今後の予算政府案及び関係法律案の国会での成立が前提となりますが、機構の事務連絡を確認の上、特に平成29年度進学者に対する周知について、遺漏のないよう対応願います。

本件連絡先：高等教育局 学生・留学生課 奨学事業係

TEL：03-5253-4111



事務連絡

平成29年2月24日

高等学校
中等教育学校
各 特別支援学校 御中
高等課程を置く専修学校

独立行政法人日本学生支援機構

奨学事業戦略部奨学事業戦略課

給付型奨学金の周知等について

本機構奨学金事業につきましては、平素格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、給付型奨学金については、平成29年度進学者から一部先行して実施することを予定しており、平成29年1月6日付け事務連絡「平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて」及び平成29年2月1日付け事務連絡「給付型奨学金に関する事務の概要等について」にてお知らせしているところです。

制度の実施は、今後の予算政府案及び関係法律案の国会での成立が前提となりますが、平成29年度より一部先行して実施する給付型奨学金の申込みは、対象となる生徒が大学等へ進学した後を予定しています。給付対象となる生徒にとっては、進学した際に給付型奨学金が得られるということを知ることが、進学の判断に大きく関わると考えられます。このため、重ねてのお願いとなり恐縮ですが、給付対象となることが見込まれる生徒及びその保護者に制度内容が確実に周知されるよう御対応をお願いいたします。

周知の際には、1月6日付け事務連絡の別添「平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ（生徒配付用）」及び文部科学省が公表している「高等教育進学サポートプラン」を御活用ください。

大学入学試験や卒業式等、年度末の忙しい時期に恐縮ですが、対象見込みの生徒及びその保護者に対する個別の情報提供、また、これにより難しい場合には、少なくとも卒業式前の一斉登校等を活用し、確実に情報提供が行われるようお願いいたします。

各学校及び御担当者様には、日頃の御協力に改めて感謝を申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部 学資貸与第一課 予約採用係

TEL : 03-6743-6037 FAX:03-6743-6670

事務連絡

平成29年2月24日

各 高等専門学校 御中

独立行政法人日本学生支援機構

奨学事業戦略部奨学事業戦略課

給付型奨学金の周知等について

本機構奨学金事業につきましては、平素格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、給付型奨学金については、高等専門学校3年生から4年生への進級及び高等専門学校3年生から大学・短期大学・専修学校専門課程への進学についても対象とすることとし、平成29年度進学者から一部先行して実施することを予定しており、平成29年1月6日付け事務連絡「平成29年度以降の奨学金事業新制度のお知らせについて」及び平成29年2月1日付け事務連絡「給付型奨学金に関する事務の概要等について」にてお知らせしているところです。

制度の実施は、今後の予算政府案及び関係法律案の国会での成立が前提となりますが、平成29年度一部先行して実施する給付型奨学金の申込みは、4年生への進級後又は大学等への進学後を予定しています。給付対象となる学生にとっては、進学した際に給付型奨学金が得られるということを知ることが、進学の判断に大きく関わると考えられます。このため、重ねてのお願いとなり恐縮ですが、給付対象となることが見込まれる学生及びその保護者に制度内容が確実に周知されるよう御対応をお願いいたします。

周知の際には、1月6日付け事務連絡の別添「平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ（生徒配付用）」及び文部科学省が公表している「高等教育進学サポートプラン」を御活用ください。

大学入学試験や卒業式等、年度末の忙しい時期に恐縮ですが、対象見込みの学生及びその保護者に対する個別の情報提供、また、これにより難しい場合には、少なくとも卒業式前の一斉登校等を活用し、確実に情報提供が行われるようお願いいたします。

各学校及び御担当者様には、日頃の御協力に改めて感謝を申し上げますとともに、本機構の奨学金事業につきまして、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部 学資貸与第一課 予約採用係

TEL : 03-6743-6037 FAX:03-6743-6670

平成29年度に進学する方への給付型奨学金に関するお知らせ

平成29年1月6日
独立行政法人日本学生支援機構

日本学生支援機構が新たに実施する給付型奨学金については、平成29年度に大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学する方のうち、以下の方を対象に給付を開始する予定です。新しい制度の詳細については、関係する予算及び法令の成立後、進学先の大学等を通じてお知らせする予定ですが、現在の予算案の制度内容は以下の通りとなっていますので、進路決定に当たっての参考としてください。

対象となる方

(1) 住民税非課税世帯の生徒

保護者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の両方が住民税非課税の世帯の生徒（現在高校生等奨学給付金を受給している方は対象）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に私立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学し、自宅外からの通学となる場合
- ②学力・資質基準：各学校の教育目標に照らして、十分に満足できる高い学習成績を収めている場合

(2) 社会的養護が必要な生徒（児童養護施設や里親などの下で生活している生徒）で、以下の基準に該当する方

- ①平成29年度に国公立の大学・短大・高等専門学校（4年次）・専門学校に進学する場合
- ②学力・資質基準：以下のいずれかに該当するとして、高等学校等の学校長から推薦を受けられる場合
 - ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること
 - ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること

給付額

○月額4万円

○社会的養護が必要な生徒は、入学金相当額として24万円を追加給付

※社会的養護が必要な方で、国公立に通う場合の給付月額額は3万円（国立で授業料免除を受けた場合は減額となる予定）

申請の手続き

- 高等学校等での在学中に申請の手続きは必要ありません。
- 大学等への進学後、進学先の学校を通じて申請することを予定しています。
- 申請の際には、高等学校等からの推薦書及び成績表の提出を求めることを予定しています。

その他

○その他、不明な点がある場合には、日本学生支援機構のホームページ（<http://www.jasso.go.jp/>）をご確認ください。

生徒配付用

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

趣旨

- ① 意欲と能力ある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、進学を後押しします。
- ② 誰もが安心して返還できるよう、支援を充実します。
- ③ 安心して奨学金を利用するための情報提供と相談体制を充実します。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

給付型奨学金の創設 (H29～先行実施)

対象：非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす学生

- ◆ 在籍する高校長による推薦
- ◆ (H29は私立・自宅外生と児童養護施設退所者等のみを対象)
- ◆ 給付額：月額2～4万円(国公私別や通学形態による)

入学時の負担をサポート

- ◆ 日本学生支援機構(JASSO)「給付型奨学金」(給付)
- ◆ 児童養護施設退所者等に対し、一時金として24万円を給付
- ◆ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ◆ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯は、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃

- ◆ 従来の要件(評定平均値3.5以上)を満たさなくても借りられます。

基準を満たす全ての希望者に無利子奨学金を貸与

- ◆ 貸与基準を満たす希望者全員が無利子奨学金を借りられるよう、事業規模を大幅に拡充します。

大学授業料等の全部又は一部を免除

- ◆ 低所得世帯など一定の家計・学力基準を満たす学生について、授業料等の全額又は一部が免除されます。(基準等は各大学によって異なります)ので、詳しくは各大学の情報をご確認ください。

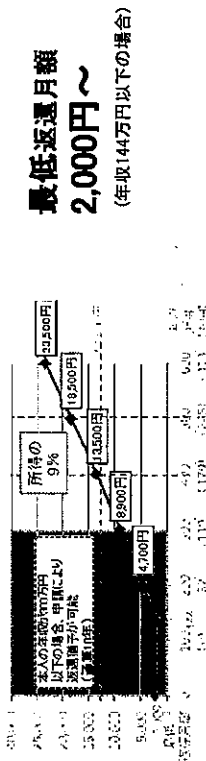
相談窓口の設置など 情報提供を強化

- ◆ 「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」の養成・認定・派遣／相談窓口の設置
 - ◆ 学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、高校等に「スカラシップ・アドバイザー(仮称)」を派遣。分かりやすい資料の作成・配付や相談窓口の設置、制度の周知ときめ細かな学生サポートを行います。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

新たな所得連動返還型奨学金制度の導入

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入します(H29新規貸与者より)。



低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金の貸与利率の下限引き下げ

- ◆ (従来)下限0.1% → (見直し後)0.01%
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすく、返還子負担を軽減します。

※ 事情により返還できない場合は、奨学金の返還期限を先延ばしにできる「返還期限猶予制度」もあります。

※ 日本学生支援機構のウェブサイト

(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)において、各大学・地方公共団体・民間等奨学金事業実施団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。



平成29年度に大学等への進学を予定している皆さんは、 以下の制度が利用できます。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

低所得世帯対象に、H29入学者から、

給付型奨学金の制度が創設されます

- ◆ 対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件を満たす学生
H29年度は私立・自宅外生と児童養護施設退所者等
※推薦基準等の詳細は、後日JASSOからお知らせいたします。
- ◆ 給付額：月額4万円(年額48万円)
- ◆ 「児童養護施設退所者等」に対し、一時金として24万円を給付

給付の開始は進学後になります。入学手続き時の必要資金には、下記の仕組みを活用できます。

- ・JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ・都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ・都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯対象に、H29入学者から

無利子奨学金の成績基準が撤廃されます

- ◆ 従来、評定平均値3.5以上を要件としていた無利子奨学金の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。

貸与基準を満たす全ての希望者が、無利子奨学金を借りられます

- ◆ 従来は、貸与基準を満たしていても無利子奨学金を借りられない場合がありました。新規貸与人員を増やし、全ての希望者が借りられるようになります。

大学授業料等の全部又は一部が免除されます

- ◆ 低所得世帯など一定の家計・学力基準を満たす学生について、授業料等の全額又は一部が免除されます。(基準等は各大学によって異なります)ので、詳しくは各大学の情報をご確認ください。

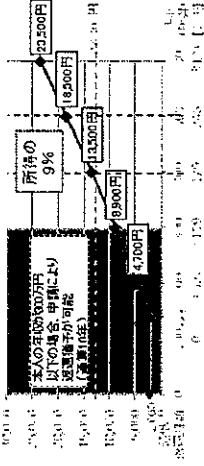
安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

無利子奨学金を借りる方には、H29入学者から、

所得連動返還型の制度が始まります

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を選択することができます。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りの場合、従来の14,400円が → 最低2,000円 からになります
(注：年収144万円以下の場合)



(※)私立・自宅生の場合

機関保証料率(現行0.693%)の引き下げも検討中です。

低所得者向け減額返還制度が拡充されます

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金を借りる方には、

貸与利率の下限が引き下げられます

- ◆ (従来)下限0.1% → (見直し後)0.01%
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすく、返還利子負担を軽減します。

必要な情報は、日本学生支援機構 (JASSO)

ホームページへ ↓



<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

平成30年度に大学等への進学を予定している皆さんは、 以下の制度が利用できます。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

低所得世帯対象に、給付型奨学金の制度が創設されます

- ◆ 対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件を満たす学生。
- ◆ 在籍する高校長による推薦
※推薦基準等の詳細は、後日JASSOからお知らせいたします。
- ◆ 給付額：月額2万円(国立・自宅)
3万円(国立・自宅外／私立・自宅)
4万円(私立・自宅外)

・児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◆ 給付規模：進学者2万人

給付の開始は進学後になります。入学手続き時の必要資金には、下記の仕組みを活用できます。

- ・ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ・ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ・ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯対象に、H29入学者から

無利子奨学金の成績基準が撤廃されます

- ◆ 従来、評定平均値3.5以上を要件としていた無利子奨学金の成績基準を、低所得世帯の学生について実質的に撤廃。必要とするすべての学生が受給可能となります。

貸与基準を満たす全ての希望者が、無利子奨学金を借りられます

- ◆ 従来は、貸与基準を満たしていても無利子奨学金を借りられない場合がありました。新規貸与人員を増やし、全ての希望者が借りられるようになります。

大学授業料等の全部又は一部が免除されます

- ◆ 低所得世帯など一定の家計・学力基準を満たす学生について、授業料等の全額又は一部が免除されます。(基準等は各大学によって異なりますので、詳しくは各大学の情報をご確認ください。)

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

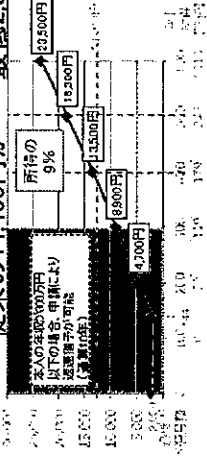
無利子奨学金を借りる方には、H29入学者から、

所得連動返還型の制度が始まります

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を選択することができます。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りた場合、従来の14,400円が → 最低2,000円 からになります

(注：年収総額超過超過超過超過)



機関保証利率(現行0.693%)の引き下げも検討中です。

低所得者向け減額返還制度が拡充されます

- ◆ 返還が困難な方は、最長10年間、返還月額を1/2に減額します。
- ◆ さらに減額幅を大きくする制度改正も検討中です。

有利子奨学金を借りる方には、

貸与利率の下限が引き下げられます

- ◆ (従来)下限0.1% → (見直し後)0.01%
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

必要な情報は、日本学生支援機構 (JASSO)

ホームページへ ↓



<http://www.jasso.go.jp/shogakuin/index.html>

大学等進学を後押しする国の政策パッケージ

入学時から卒業後に渡るきめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくりします。

入学時

在学中

卒業後

- ◆ 日本学生支援機構
「給付型奨学金」【給付】
・対象：児童養護施設退所者等
・金額：24万円
- ◆ 日本学生支援機構
「入学時特別増額貸与奨学金」【有利子】
・対象：低所得世帯
・金額：10/20/30/40/50万円より選択
- ◆ 都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金(教育支援資金)貸付
(就学支度費)」【無利子】
・対象：非課税世帯相当
・金額：入学金相当(50万円以内)
◎問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(就学支度資金)」【無利子】
・対象：母子・父子家庭等
・金額：入学に際し必要な経費(37～59万円以内)
◎問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局

- ◆ 日本学生支援機構
「給付型奨学金」【給付】
・対象：非課税世帯
・金額：月額2～4万円
- ◆ 日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
・金額：月額3～6.4万円
- ◆ 日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
・金額：月額3～12万円(選択可)
- ◆ 国立大学・私立大学の授業料減免等
・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
(各大学により異なる)
・人数：国立6.1万人、私立5.8万人(H29予算案)
※大学院生を含む
・金額：授業料等の全額/半額/一部免除等
(各大学により異なる)
- ◆ 都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金貸付(教育支援資金)」【無利子】
・対象：同左
・金額：月額最大9.75万円(大学の場合)
(機構の奨学金優先。不足する場合のみ上乗せ利用可。)
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(修学資金)」【無利子】
・対象：同左
・金額：月額6.75～9.6万円以内

◇ これらの他、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度(生活費、家賃支援等)があります。

- ◆ 日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
⇒ 卒業後の本人の所得に連動して返還月額を設定する「所得連動返還型」を利用可
・返還月額：本人所得の9%
(最低月額2,000円)
*平成29年度新規貸与者より適用
- ◆ 日本学生支援機構
「第二種(有利子)奨学金」
⇒ 返還利率は国の財投資金借入金利率に連動して変動(下限0.01%～上限3%)。利率固定方式と利率見直し方式のいずれかを選択可能。
- ◆ 日本学生支援機構
「第一種、第二種奨学金」(共通)
⇒ 減額返還制度(最長10年間で返還月額を1/2に)、返還期限猶予制度(最長10年間、経済困難等の事由による)によるセーフティネットあり。
* 減額返還制度については減額幅の更なる拡充を検討中。

◇ 日本学生支援機構のウェブサイト

(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_danta_iseido/index.html)において、各大学・地方公共団体・民間等奨学金事業実施団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。

◇ 上記のほか、地方公共団体が行う地方定着促進のための無利子奨学金返還免除の仕組みがあります。平成28年12月現在18道府県等で実施しています。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihooshien/sosei/indx.html>